

< 公開質問（2018.6.21 築地市場営業権組合）に対する回答案 >

Q1 築地市場の仲卸業者は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」第31条（営業廃止の補償）で補償が必要とされている「営業の権利」、いわゆる「営業権」を持っていると解されるが、如何か。

Q2 東京都中央卸売市場条例第29条及び第30条によれば、仲卸業者は事業の譲渡及び相続をすることができるかとされているが、これらの規定は仲卸業者の持つ権利が「財産的価値の評価ができ、取引の対象となり得る」権利であることを意味すると解されるが、如何か。

Q3 築地市場の仲卸業者が、豊洲移転に伴い営業廃止や営業休止の縮小等を余儀なくされる場合、要綱第31条～第33条は適用されるのか。適用されないとすれば、その根拠は何か。

A1～3

「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」では、土地等を取得され、又は使用される者がこうむる営業上の損失の補償に関し、補償対象等を規定している。本要綱は土地に関する規定であり、行政財産である市場施設の使用指定を受けて業務を行っている当該仲卸業者は対象外である。

また、築地市場から豊洲市場への移転により、使用権は消滅するが、使用権相当の経済的損失を被る場合においても、使用指定に伴う使用権は、本来行政財産に由来する内在的制約を伴っているから、この損失については受忍の限度内であり、今回は、損失補償を求めることはできない。

なお、本件の仲卸業者が市場施設を使用する権利は、条例第88条第1項により知事が市場施設の使用を指定（行政処分）したことによって発生したものである。よって、現実に利権（営業権）が生じていて実際に高価な価格で取引されている事情等があっても、借地権の取引にあたって支払われている権利金の授受とは異なるものであり、実情自体も使用権の性質に鑑み法律上の保護に値しない。

このため、豊洲市場への移転に際して経済的な損失が発生した場合であっても、使用権と同様に受忍の限度内であり、損失補償を求めることはできない。

Q 4 仲卸業者の持つ営業権は個々の仲卸業者が持つ権利であり、東卸の持つ権利ではない。にもかかわらず、築地の仲卸業の豊洲移転（営業権の変更ないし消滅）に関して、なぜ東卸の意思決定が移転の法的根拠になるのか。

Q 5 協同組合に関するあらゆる法律において「組合は組合員のために奉仕することを目的とする」旨、規定されている（東卸の根拠法である中小企業等協同組合法では第5条第2項）。

組合員に奉仕することを目的とするはずの東卸が「組合員（仲卸業者）の権利」の侵害ないし変更につながるような意思表示をしたにも関わらず、なぜそれを豊洲移転の法的根拠とすることができるのか。

A 4. 5

中央卸売市場の移転は、卸売市場法第9条第2項第1号の「中央卸売市場の位置及び面積」に掲げる事項の変更に該当する。地方公共団体は、卸売市場法第11条第1項により農林水産大臣の認可を受けなければならないが、卸売市場法第9条第2項第1号の変更に際しては、同項3号から7号までに掲げる事項の変更とは異なり、仲卸業者等に意見を聴くことは要件とはされていない。（法第11条第2項）

また、東京魚市場卸協同組合の意思決定は、中央卸売市場の移転には法令上何ら影響を与えない。